

第 1 防災組織等に関する事項

101 恵那市防災会議条例

恵那市防災会議条例

（趣旨）

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、恵那市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- （1） 恵那市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- （2） 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- （3） 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- （4） 水防法（昭和24年法律第193号）第32条の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。
- （5） 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（会長等）

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - （1） 岐阜県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - （2） 岐阜県警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - （3） 議会を代表する者
 - （4） 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - （5） 教育長
 - （6） 消防長
 - （7） 消防団長
 - （8） 指定公共機関若しくは指定地方公共機関の役員又は職員のうちから市長が任命する者
 - （9） 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
 - （10） その他特に必要と認め、市長が任命する者
- 6 前項の委員の総数は、35人以内とする。
- 7 第5項第9号及び第10号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 会長は、必要があると認めるときは、第5項各号に定める委員のほか、アドバイザーを置くことができる。

（専門委員）

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、岐阜県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（部会）

第5条 防災会議に部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員、専門委員及びアドバイザーは、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ当該部会に属する委員のうちから部会長の指名する委員がその職務を代理する。

（議事等）

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年12月13日条例第110号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月22日条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年6月26日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。